

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年4月1日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	杉 本 春 夫
同	小 林 貢

記

1 措置の通知

- 平成22年度定期監査（教育委員会事務局旧学校教育部）及び  
平成23年度定期監査（教育委員会事務局生涯学習部）の結果に対する措置の通知  
平成27年2月24日付け八教生教政第141号
- 平成24年度定期監査（こども未来部）の結果に対する措置の通知  
平成27年3月5日付け八ここ第616号
- 平成24年度定期監査（総務部）の結果に対する措置の通知  
平成27年2月26日付け八総総第168号
- 平成25年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知  
平成27年2月26日付け八土土総第97号

2 問合せ先

- 八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

- 措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 24 年度実施子ども未来部定期監査の結果に対する措置等の内容  
 青少年課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H25.6.21 までの取り組み等の内容
<p>3 八尾市野外活動協会への補助金交付事務について</p> <p>八尾市野外活動協会への補助金交付要綱では、「社会情勢の変化、補助金の目的達成・効果を常に勘案し、補助金の額、交付の終期等について概ね3年ごとに見直しを行う。」と規定されているが、見直しがなされておらず、また、「補助金等交付基準」における支給基準に照らし、同協会の決算額では繰越額が大きくなっているため、補助金額の見直し等適切な事務執行について検討すること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>当該団体の事業目的や活動状況から、補助金交付の必要性について見直しを行ってきた結果、当該団体の実施事業に対する補助金として要綱を平成26年度中に見直す予定です。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>当該補助金の交付について見直した結果、青少年の健全育成に寄与する団体の行う事業への補助金交付は事業目的、事業効果に照らし合わせ、必要と考えますが、事業実施から年数を経ていることから、補助金要綱につきましては、「補助金等交付基準」を踏まえ、今年度中に見直しについて検討いたします。</p>

青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H25. 6. 21 までの取り組み等の内容
<p>4 保育料の減免に係る事務について</p> <p>(2) 6月末までに申請された減免申請については、一括して審査・決定を行っているが、決定通知の写しが保管されていないため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 25 年 7 月 1 日）</p> <p>平成 25 年度の減免事務においては、起案決裁の資料で対象者一覧、決定内容及び決定通知の写しを添付するよう改めました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>平成 25 年度の減免事務の中で決定通知の写しを保管し、適正な事務処理に改めることとします。</p>
<p>(3) 減免の決定に伴い既納の保育料の還付が発生しているが、還付決定に係る事務手続きが不十分なため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 25 年 7 月 1 日）</p> <p>平成 25 年度の減免決定より、既納の保育料について、還付が発生した場合は、減免決定とあわせて起案決裁するよう改めました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>平成 25 年度の減免に伴う還付事務の中で、決裁や写しの保管等適正な事務処理に改めることとします。</p>

桂青少年会館

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H25. 6. 21 までの取り組み等の内容
<p>3 短期講座事業について            (1) 短期講座事業における各講座では、参加費として材料費等の実費相当分を現金で徴している。講座運営における収支状況について講座開催ごとでは確認できるものの、事業全体分について確認できるものが見受けられなかったため、現金取扱いにおける収支及び出納管理について適切な事務処理を行うこと。なお、参加費については、市の歳入として処理を行うことについて検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済            (平成 26 年 4 月 1 日)</p> <p>講座参加費については、平成 26 年度から市の歳入として処理を行うよう改めました。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>各講座ごとの収支報告書の作成にあわせ、出納状況の確認ができる報告書（支出明細書）を新たに作成し、決裁を行うことで適正な金銭管理を行うよう改めました。            (平成 24 年 12 月 10 日措置済)</p> <p>講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。</p>

安中青少年会館

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H25. 6. 21 までの取り組み等の内容								
<p>2 短期講座事業について 短期講座事業における各講座では、参加費として材料費等の実費相当分を現金で徴している。講座運営における収支状況について講座開催ごとでは確認できるものの、事業全体分について確認できるものが見受けられなかったため、現金取扱いにおける収支及び出納管理について適切な事務処理を行うこと。なお、参加費については、市の歳入として処理を行うことについて検討すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 271 616 342">措置状況</td> <td data-bbox="616 271 984 342">1. 措置済 (平成 26 年 4 月 1 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="536 342 984 922">講座参加費については、平成 26 年度から市の歳入として処理を行うよう改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済 (平成 26 年 4 月 1 日)	講座参加費については、平成 26 年度から市の歳入として処理を行うよう改めました。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1000 271 1080 342">措置状況</td> <td data-bbox="1080 271 1450 342">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1000 342 1450 922"> <p>短期講座事業の現金取扱いにおける収支及び出納管理については、「教室講座出納帳」により管理することに改めました。 (平成 24 年 11 月 30 日措置済) 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	<p>短期講座事業の現金取扱いにおける収支及び出納管理については、「教室講座出納帳」により管理することに改めました。 (平成 24 年 11 月 30 日措置済) 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。</p>	
措置状況	1. 措置済 (平成 26 年 4 月 1 日)									
講座参加費については、平成 26 年度から市の歳入として処理を行うよう改めました。										
措置状況	3. 検討中									
<p>短期講座事業の現金取扱いにおける収支及び出納管理については、「教室講座出納帳」により管理することに改めました。 (平成 24 年 11 月 30 日措置済) 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。</p>										